

令和3年7月19日 開会

令和3年 第1回

枚方寝屋川消防組合議会

臨時会議案書

枚方寝屋川消防組合

目 次

議案第 8 号	枚方寝屋川消防組合監査委員の選任の同意について . . .	1 頁
議案第 9 号	枚方寝屋川消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について . . .	2 頁
議案第10号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について . . .	5 頁

議案第 8 号

枚方寝屋川消防組合監査委員の選任の同意について

次の者を本消防組合監査委員に選任したいので、枚方寝屋川消防組合規約（昭和48年枚方寝屋川消防組合規約第10号）第12条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和 3 年 7 月 19 日 提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

記

1 同意を求める者（識見を有する者）

住 所

氏 名

生年月日

議案第9号

枚方寝屋川消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年7月19日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

感染症等対策業務手当の支給要件を拡充するにあたり、本条例の一部を改正するもの。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例（令和 3 年枚方寝屋川消防組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「ものの病原体に汚染されている区域で」を「感染症の患者に対処するため」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
（感染症等対策業務手当に係る読替え）
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項第 2 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に大阪府が指定された場合で、同項第 1 号に規定する期間内にあつては、第 5 条第 1 項中「感染症の患者」とあるのは、「感染症の患者又はその疑いのある者」と読み替えるものとする。

議案第9号参考資料

枚方寝屋川消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(主要な改正部分の新旧対照表)

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>(出場手当)</p> <p>第4条 出場手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 火災の防御、人命の救助その他の災害の防除の業務</p> <p>(2) 救急業務</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(感染症等対策業務手当)</p> <p>第5条 感染症等対策業務手当は、職員が市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症として、消防長が別に定める<u>感染症の患者に対処するため</u> 前条第1項第1号又は第2号に規定する業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出場手当)</p> <p>第4条 出場手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 火災の防御、人命の救助その他の災害の防除の業務</p> <p>(2) 救急業務</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(感染症等対策業務手当)</p> <p>第5条 感染症等対策業務手当は、職員が市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症として、消防長が別に定める<u>ものの病原体に汚染されている区域で</u>前条第1項第1号又は第2号に規定する業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 (略)</p>

議案第10号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

次のとおり職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年7月19日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

「職員のサービスの宣誓に関する条例」及び「枚方寝屋川消防組合公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例」を統合するとともに、サービスの宣誓に係る「宣誓書」への押印を要しないこととするもの。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年枚方寝屋川消防組合条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条（同法第 9 条の 2 第 12 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（公平委員会の委員を含む。以下同じ。）の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条第 1 項中「任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「其の職」を「その職務」に改める。

別記様式を次のとおり改める。

別記様式（第2条関係）
（消防吏員）

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏名

（消防吏員以外の職員）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治法の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 枚方寝屋川消防組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和 48 年条例第 3 号）は廃止する。

議案第10号参考資料

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

(主要な改正部分の新旧対照表)

新 (改正後)	旧 (現行)
<p><u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条（同法第9条の2第12項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（公平委員会の委員を含む。以下同じ。）のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となつた者は<u>別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務</u>を行つてはならない。 2 〔略〕</p>	<p><u>(この条例の目的)</u> 第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。</u></p> <p>(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となつた者は<u>任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければ其の職</u>を行つてはならない。 2 〔略〕</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>別記様式（第2条関係） （消防吏員）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>（消防吏員以外の職員）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治法の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>	<p>別記</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>わたくしは、日本国憲法および法律を尊重し、命令、条例規則および規程を忠実に擁護し、消防の目的および任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体または組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>